［二　略］

三　地方税法第四百十条の規定により、市町村長が価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額に〇・〇一〇三六三五を乗じて得た額

四　前年度以前の年度における第一号から前号までの各号に掲げる市町村分の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額に、第一号及び第二号に係るものにあつては〇・〇一〇五を、前号に係るものにあつては〇・〇一〇三六三五をそれぞれ乗じて得た額の合算額

（軽自動車税の基準税額の算定方法）

第三十三条　軽自動車税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　略］

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によつて算定した額

算式

［｛(7,500円×α)×A｝＋｛(4,900円×β)×B｝］×0.983

ただし、(7,500円×α)及び(4,900円×β)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(7,500円×α)×A及び(4,900円×β)×Bに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

α　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(b／a)×(1／7,503)

ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(d／c)×(1／4,894)

ただし、d／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［三　略］

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

(A×B)×3.8799－C

(A×B)が500未満であるときは0とし、(A×B)に500未満の端数があるときはその

［二　同上］

三　地方税法第四百十条の規定により、市町村長が価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額に〇・〇一〇三五三を乗じて得た額

四　前年度以前の年度における第一号から前号までの各号に掲げる市町村分の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額に、第一号及び第二号に係るものにあつては〇・〇一〇五を、前号に係るものにあつては〇・〇一〇三五三をそれぞれ乗じて得た額の合算額

（軽自動車税の基準税額の算定方法）

第三十三条　軽自動車税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　略］

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によつて算定した額

算式

［｛(7,300円×α)×A｝＋｛(5,000円×β)×B｝］×0.983

ただし、(7,300円×α)及び(5,000円×β)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(7,300円×α)×A及び(5,000円×β)×Bに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(b／a)×(1／7,342)

ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(d／c)×(1／5,036)

ただし、d／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［三　同上］

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

(A×B)×3.8538－C

(A×B)が500未満であるときは0とし、(A×B)に500未満の端数があるときはその